

緊急漏水修繕等工事事業者登録の募集案内

三浦市水道事業では、水資源の有効活用と道路などにおける漏水による二次災害の発生を未然に防止するため、緊急漏水修繕等工事事業者登録の募集をします。

1 登録事業者が行う業務

- (1) 漏水現場の調査及び二次災害防止に必要な保安処置
- (2) 給水課へ漏水現場の状況などに関する報告
- (3) 工事の施工
 - ・給水課の依頼に基づき施工すること。
 - ・工事の施工にあたっては、関連法規を順守し、適合が困難なときは監督員の指示に従うこと。
- (4) 送配水管又は付随する施設の修繕
- (5) 給水装置の修繕
- (6) 前記に付帯する工事
 - ア 試掘工事
 - イ 掘削、埋戻し及び簡易舗装など復旧工事
 - ウ 応急処置の工事
 - エ メーターの移設工事及びメーターボックスの交換工事

2 登録期間

登録日から令和6年3月31日まで（解除の申出が無い限り毎年更新します）

3 修繕範囲

送配水管からメーター1次側

詳細は別添『漏水修繕の取扱いに関する要領』のとおり

4 登録に必要な条件

登録するものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 三浦市競争入札参加資格者名簿または、小規模工事等契約希望者登録名簿に登録を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同条第2項の規定に基づく三浦市の入札参加資格制限を受けていない者
- (3) 三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者

5 技術的要件

- (1) 三浦市指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (2) 工事に必要な資機材及び安全対策施設を速やかに配備できること。

- (3) 道路上の工事にあつては、必要な交通整理員を速やかに適正配置できること。
- (4) 配管工事にあつては、有資格者を配置できること。
- (5) 修理及び施工方法については、市職員と協議を行い決定できること。

6 登録希望者の申出方法

(1) 提出書類

ア 緊急漏水修繕等工事事業者登録申請書（様式1）

※ 申請書は、三浦市ホームページからダウンロードできます。また、給水課窓口（三浦市役所第分館2階）にて配布します。

イ 三浦市指定給水装置工事事業者証（写）

(2) 登録希望申請の受付期間及び場所

ア 受付期間

令和5年4月3日（月）から、随時受け付けます。

（月曜日から金曜日までの8:30～17:15、ただし閉庁日は、受付できません）

イ 受付場所

三浦市役所第2分館2階 上下水道部 給水課

7 登録の通知

緊急漏水修繕等工事事業者登録申請書の受理後、審査の結果について、緊急漏水修繕等工事事業者登録決定通知書にて通知します。

8 契約方法

修繕工事の都度、随意契約をします。

三浦市水道事業の漏水修繕工事等単価契約単価表にて単価を決定していますので、工事出来形分を支払います。

漏水修繕工事等単価契約単価表に無い工種・材料については、見積りにて支払います。

9 登録の解除

登録後「4 登録に必要な条件」を満たさなくなった場合、その期間は登録停止とします。